2　離調周波数が一、九八〇kHz以上の周波数帯 (1)　空中線電力が二五ワット以下の送信装置 任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が二五マイクロワット以下の値 (2)　空中線電力が二五ワットを超える送信装置 任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が二〇ミリワット以下の値かつ空中線電力より六〇デシベル以上低い値	八一五MHzを超え八五〇MHz以下、八八七MHzを超え八八九MHz以下、八九三MHzを超え九〇一MHz以下及び九一五MHzを超え九二五MHz以下 1　離調周波数が九〇〇kHz以上一、九八〇kHz未満の周波数帯 任意の三〇kHzの帯域幅における平均電力が空中線電力より四二デシベル以上低い値 2　離調周波数が一、九八〇kHz以上の周波数帯 (1)　空中線電力が一ワット以下の送信装置 任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が二五マイクロワット以下の値 (2)　空中線電力が一ワットを超える送信装置 任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が空中線電力より五四デシベル以上低い値	八八五MHzを超え九五八MHz以下（八八七MHzを超え八八九MHz以下、八九三MHzを超え九〇一MHz以下及び九一五MHzを超え九二五MHz以下を除く。） 1　離調周波数が一、九八〇kHz未満の周波数帯 (1)　空中線電力が一ワット以下の送信装置 任意の三〇kHzの帯域幅における平均電力が二五マイクロワット以下の値 (2)　空中線電力が一ワットを超える送信装置 任意の三〇kHzの帯域幅における平均電力が二・五マイクロワット以下の値又は空中線電力より六〇デシベル以上低い値 2　離調周波数が一、九八〇kHz以上の周波数帯 (1)　空中線電力が一ワット以下の送信装置 任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が二五マイクロワット以下の値

(2)　空中線電力が一ワットを超える送信装置 任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が二・五マイクロワット以下の値又は空中線電力より六〇デシベル以上低い値	

注　離調周波数は、搬送波の周波数から不要発射の強度の測定帯域の最寄りの端までの差の周波数とする。

2　隣接チャネル漏えい電力の許容値は、次の表に定めるとおりとする。

装置の区別	周波数	隣接チャネル漏えい電力の許容値
陸上移動局対向器に係るもの	八一〇MHzを超え八六〇MHz以下（八三二MHzを超え八三四MHz以下及び八三八MHzを超え八四六MHz以下を除く。）	1　離調周波数が一・九八MHz未満の周波数帯 任意の三〇kHzの帯域幅の平均電力が二五マイクロワット以下の値 2　離調周波数が一・九八MHz以上の周波数帯 任意の一〇〇kHzの帯域幅の平均電力が二五マイクロワット以下の値
	八三二MHzを超え八三四MHz以下、八三八MHzを超え八四六MHz以下及び八六〇MHzを超え八九五MHz以下	1　離調周波数が七五〇kHz以上一・九八MHz未満の周波数帯 任意の三〇kHzの帯域幅の平均電力が空中線電力より四五デシベル以上低い値 2　離調周波数が一・九八MHz以上の周波数帯 任意の一〇〇kHzの帯域幅の平均電力が二五マイクロワット以下の値
基地局対向器に係るもの	八一五MHzを超え八五〇MHz以下、八八七MHzを超え八八九MHz以下、八九三MHzを超え九〇一MHz以下及び九一五MHzを超え九二五MHz以下	1　離調周波数が九〇〇kHz以上一・九八MHz未満の周波数帯 任意の三〇kHzの帯域幅の平均電力が空中線電力より四二デシベル以上低い値 2　離調周波数が一・九八MHz以上の周波数帯 任意の一〇〇kHzの帯域幅の平均電力が二五マイクロワット以下の値